

令和6年度 第7回

鳩山町教育委員会会議録

令和7年2月19日 開会

令和7年2月19日 閉会

鳩山町教育委員会

令和6年度第7回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和7年2月19日(水) 鳩山町役場 委員会室

2 開閉日時及び宣告者

開 会：令和7年2月19日(水) 午後1時30分 教育長 宮崎宣男
閉 会：令和7年2月19日(水) 午後3時24分 教育長 宮崎宣男

3 教育長及び委員の出席状況

教 育 長	宮崎 宣男	出席
1 番	小峰 洋	出席
2 番	伊藤 絵里子	出席
3 番	村岡 満子	出席
4 番	関根 康弘	出席

4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘毅
教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹兼指導主事	根岸 義典
給食センター所長兼主幹	福島 清人
総務・学校教育担当副主幹	石川 陽子
生涯学習・スポーツ担当主任	黒田 雅貴

5 書 記 教育委員会事務局長 島野 紀美夫

令和 6 年度第 7 回鳩山町教育委員会議事日程

令和 7 年 2 月 19 日（水）
午後 1 時 30 分～
鳩山町役場 2 階委員会室

開 会

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 教育長の報告

- (1) 一般教育行政報告
- (2) その他

日程第 3 議 事

議案第 10 号 令和 6 年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について

議案第 11 号 指定学校変更許可の審査について

議案第 12 号 鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 13 号 鳩山町教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について

議案第 14 号 鳩山町教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則について

議案第 15 号 令和 7 年度当初教職員（校長及び教頭、教職員）人事異動の内申について

報告第 3 号 受任事務の執行状況（鳩山町教育委員会児童・生徒表彰実施要綱に基づく被表彰者）の報告について

日程第 4 そ の 他

- (1) 協議事項
 - (2) 教育委員報告事項
 - (3) その他
 - (4) 次回以降の教育委員会の開催日程について
 - ・令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 1 時 30 分～
 - ・令和 7 年 4 月 22 日（火）・24 日（木）・25 日（金）午後 1 時 30 分～
- 議題：未定（令和 6 年度は委員の推薦について）

閉 会

◎ 開会の宣告（午後 1 時 30 分）

○宮崎宜男教育長

- ・ただいまの出席委員数は 5 人である。ただいまから、令和 6 年度第 7 回鳩山町教育委員会を開会する。
- ・次に、鳩山町教育委員会会議規則第 15 条に「会議は教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により秘密会としたときはこの限りでない。」と規定されておりますが、本日の当委員会に対し、傍聴を希望する方々がみえた場合、傍聴を許可することに異議はないか。

（異議なし）

- ・「異議なし」と認め、傍聴者がみえた場合入場を認めることとする。
- ・それでは、進行は職務代理者をお願いする。

◎ 日程第 1 前回会議録の承認

○小峰職務代理者

- ・日程第 1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・令和 6 年 12 月 25 日に開催した令和 6 年度第 6 回教育委員会会議録の原案を委員の皆様に事前に郵送させていただいた。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、お知らせいただきたい。

○小峰職務代理者

- ・この件について、質疑及び訂正事項等はあるか。

【質疑等】

○小峰職務代理者

- ・P9 の最初の私の発言について、「スマートフォンや SNS での犯罪について、警察のあおぞらという組織」を、「スマートフォンや SNS での犯罪についても、厚生労働省薬物乱用防止啓発指導員花田憲博氏」に修正されたい。

【会議結果】

- ・会議録（案）の上記一か所を修正後、委員全員一致で会議録として決定した。

（全委員署名）

◎ 日程第 2 教育長の報告

(1) 一般教育行政報告

○小峰職務代理者

- ・日程第2、教育長の報告について、宮崎教育長から、(1) 一般教育行政報告をお願いしたい。

○宮崎教育長

- ・資料0に基づいて、4点報告する。
- ・1点目は、各小中学校管理職の自己評価についてで、資料1をご覧ください。
- ・資料1は、各小中学校の校長、教頭、主幹教諭から提出された自己評価だが、各学校の管理職の自己評価を通して、それぞれの学校の現状及び教職員の様子を読み取ることができる資料でもあると考える。
- ・まず、亀井小学校だが、学校の教育活動を謙虚に振り返っている様子が見える。
- ・続いて今宿小学校では、創立150周年の記念行事をきっかけに更に地域との結び付きが強まったという風に感じている。
- ・鳩山小学校では、学校全体が落ち着いて学習に取り組むことができていることがわかる。
- ・鳩山中学校でも、管理職の先生がそれぞれ厳しくご自分の仕事を振り返っていることがわかる。
- ・施設・事務等の管理及び予算運用については、児童生徒の安全面への配慮、予算の適正執行という点で、達成度が高い傾向が見られる。
- ・開かれた学校づくりという点においては、ICT活用と資源の有効利用、情報管理の点から「学校だより」を保護者のみにメール等で配信する学校が、いかに情報提供するかという課題も見られる。
- ・2点目は、卒業式における「教育委員会のことば」についてで、資料2をご覧ください。
- ・最終的な卒業式の出席者はご覧の通りで、寒い中での式となるので、温かくしてご参列願う。
- ・入学式の開式時刻が鳩山小学校のみ10時30分のため、気をつけられたい。
- ・「教育委員会のことば」については、タブレット端末を読むといった方法もあるだろうが、これまでどおり紙を読み、読み終えたら舞台上に置くという儀式的作法の通りでお願いしたい。
- ・教育委員会のことばは、各小学校共通とし、お手元のものを参照いただき、気になる点があれば、遠慮なくお申し出いただきたい。特に問題がなければ、式の一週間前までにお届けするので、事前にお読みいただければと思う。なお、小学校において、6行目の、「先程、」を「先程の」に修正されたい。また、幼稚園に関しては、昨年ご出席くださった、小峰委員さんのご挨拶を本年度担当の伊藤委員にお渡しする。
- ・3点目は、1・2月の主な行事についてで、主な行事の概要及び教育委員会に係る行事等の情報をお伝えする。
- ・正月マラソンは1月3日(金)に実施し、昨年比86名増の268名が参加した。二十歳を祝う会は1月12日(日)に実施し、対象者110名中78名が参加した。広報「はとやま」に特集記事も掲載されている。2月8日(土)に実施された図書館の歴史講演会は、町内在住の歴史作家の山名美和子様にご講演をいただいた。50名定員のところ80名の申込みがあり、大変盛況だった。なお、埼玉県優秀児童生徒表彰において、今宿小の林芽生さん、鳩山中のスポタ ヒロさんが受賞する。
- ・また文化財キャラクターは現在候補を絞り、著作権関係の手続きが進行中で、3月中旬にHPで、4月号広報はとやまで発表する予定。ALTについては、プロポーザルにより、飯能市及び鳩山町に事務所があるアスコムに決定した。これまで以上に小中学校での外国語教育に注力すると共に、幼稚園においても外国語体験を実施していく予定。

- ・4 点目は、鳩山中学校の指導についてだが、個別の生徒指導に係る案件のため取り扱い注意とし、会議録には掲載しない。

○小峰職務代理者

- ・教育長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。

○小峰職務代理者

- ・1 点目についてだが、資料 1 の評価領域 Ⅲ施設・事務等の管理及び予算運用において、困難度が低い 3 や、自己評価において高評価の x がついており、学校施設に対する手厚い予算措置と工事の優先が現れていると思う。

○宮崎教育長

- ・施設・事務等の管理及び予算運用には、2 つの観点があり、1 児童生徒の安全のための管理ができたか、2 予算運用を適切に執行できたかだが、これらを確実に実施し、達成度が高い場合が多い。
- ・委員の皆様には、評価領域Ⅱ開かれた学校づくりについて、学校が情報発信できているかについて意見を頂けると有難い。

○村岡委員

- ・鳩山ニュータウン内にある鳩山小学校では、関わりのある鳩山ニュータウン町内会や鳩山町コミュニティマルシェへ学校だよりを配っており、通学路を鳩山ニュータウン住民が大切に見守っている印象だが、中学校へ進学後情報が入ってこないように感じる。

○伊藤委員

- ・今宿小学校区に住んでいるが、今宿小学校 150 周年を知らなかった。学校だよりが地区で回覧されていた時期もあったが、最近は回覧されていない。

○関根委員

- ・昔は回覧板に今宿小学校だよりが入っており、学校の様子が分かったが、今は、事情があって回覧をやめているのかもしれないが、学校の情報が廻ってこない。150 周年については学校のフェンスに貼ってあったので知っているが、地域に開かれた学校については難しい課題だと感じている。

○小峰職務代理者

- ・亀井小学校区では毎月の亀井小学校だよりが回覧される。今宿小 150 周年は運動会でも掲示されていたので、小学生のお子さんがある方へは広まったのではないかと。学校だよりについては回覧してもらえばよいが、自治会との関係があり、場合によっては地区の全員への配布になると思う。

○関根委員

- ・ホームページに掲載されていたのか。

○小峰職務代理者

- ・掲載されていた。毎掲載っているし古いものも見るができる。ただ、ホームページ開かなければたどりつかない。

○関根委員

- ・他市の学校でホームページが更新されていない学校がある中、鳩山の学校では発信されていて良いと思う。

○宮崎教育長

- ・ICT 資源の有効活用として、ホーム&スクールというアプリを使って、学校だよりを各家庭へ送るのが進んでいるため、紙による学校だよりを見るのが無くなっている学校もある。正解はないが研究していきたい。
- ・また学校だよりを地域に見せる場合、児童生徒の固有名詞が出ていくことが難しい時代である。何らかの形で発信していくツールを各校長と検討、研究したい。

※事務局長からの報告なし

(2) その他

なし

◎ 日程第 3 議事

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、日程第 3 議事に入る。

(1) 議案第 10 号 令和 6 年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について

- ・朗読：島野事務局長/説明：石川副主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 10 号 令和 6 年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

○島野事務局長

- ・それでは、「議案第 10 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。
(議案第 10 号を朗読)
- ・議案の内容説明については、総務・学校教育担当の石川副主幹からさせていただく。
- ・議案第 10 号令和 6 年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）についてご説明申し上げる。
- ・議案資料をご覧いただきたい。
- ・今回の審査は令和 6 年 9 月 19 日から令和 7 年 2 月 18 日までに申請をされた方を対象にしてい

る。

- ・資料の申請者一覧をご覧いただきたい。
- ・1月30日付けで申請を受け付けたが、同一世帯には、申請者のほか、お子さん3人の4人が住んでいる。令和5年中の、世帯収入は300,048円である。月額にして25,004円なので、生活保護基準に1.3倍を掛けた金額と世帯の月額収入を比較し、月額収入が生活保護基準×1.3の金額に達していないので、経済的に困窮しているものと考えられる。
- ・以上の1世帯の審査をお願いしたい。
- ・また、認定日については、1月中に申請されたので、1月1日の認定としてよいか、併せて審査をお願いしたい。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・令和6年度も残り少ないが、令和6年4月時点で申請はなかったのか。

○石川副主幹

- ・この方は令和6年の秋に転入された方だが、1月になってから申請があった。

○小峰教育長職務代理者

- ・（転入直後は援助制度を）ご存じなかったのかもしれない。

○宮崎教育長

- ・収入（所得）が生活保護基準額よりも低いので、生活保護の担当と何らかの連携が必要ではないか。

○石川副主幹

- ・生活保護の担当とやり取りをしているが、申請者は、生活保護は受給していないが、資料に記載の収入（所得）以外に、非課税所得である障害者年金を受給していると聞いている。

○小峰教育長職務代理者

- ・申請者の収入（所得）が認定基準額に達していないため認定でよろしいか、また1月1日付で認定でよろしいか。
- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(2) 議案第11号 指定学校変更許可の審査について

- ・朗読：島野事務局長/説明：石川副主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第11号 「指定学校変更許可の審査について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

○島野事務局長

- ・ それでは、「議案第 11 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。
(議案第 11 号を朗読)
- ・ 議案の内容説明については、総務・学校教育担当の石川副主幹からさせていただく。

○石川副主幹

- ・ 議案第 11 号指定学校変更許可の審査についてご説明申し上げます。
- ・ 議案資料をご覧ください。
- ・ 申請者は 1 月 17 日にご家庭の都合により、今宿小学校校区の赤沼から鳩山小学校校区の楓ヶ丘一丁目に転居された。小学校 6 年生の学期途中の転居ということで、卒業までの間引き続き今宿小学校への通学を希望している。自宅から登校班の集合場所までは母親が車で送迎を行うとのことである。
- ・ 以上の理由より、鳩山町指定学校の変更取扱い要綱別表のうち、「学期途中の転居小学 6 年生」に該当するものとして、児童が卒業するまでの令和 7 年 1 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日の期間、鳩山小学校から今宿小学校への指定学校の変更を許可してよろしいか、審査をお願いしたい。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・ 質疑のある委員はいるか。

○関根委員

- ・ 登校時は集合場所まで保護者が送るようだが、下校時は児童の自力下校か。

○石川副主幹

- ・ 下校の事は聞いていないので、確認する。

○小峰教育長職務代理者

- ・ 「鳩山町就学指定学校の変更取扱要綱」の許可基準を満たしているので、安全な下校体制を取ってくださいという条件を付して、議決としてよろしいか。
- ・ それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(3) 議案第 12 号 鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 朗読：島野事務局長/説明：福島給食センター所長

○小峰教育長職務代理者

- ・ 「議案第 12 号 鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とする。
- ・ 事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

それでは、「議案第 12 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。

(議案第 12 号を朗読)

- ・議案の内容説明については、給食センター所長の福島主幹からさせていただく。

○福島主幹

- ・本日お諮りする、議案第 12 号「鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただく。
- ・はじめに、「学校給食費の改定」をさせていただいた経緯を申し上げる。
- ・毎日のように調理・提供している学校給食だが、現状の水準を満たして作り上げるには、既に、現在の給食費で全てを賄うことが出来ていないところ、テレビ・新聞等で報道されているとおり、以前より続いている物価の高騰はとどまるところを知らず、今後も、燃料費や光熱費、人件費等の高騰、気候・気温の変化に伴う食材価格の変動等、先の見えない部分が多々あるためである。
- ・次に、当町の給食費の決定までの流れだが、【鳩山町学校給食費に関する規則】第 3 条において「給食費の額は、給食センター条例第 6 条に規定する鳩山町立学校給食センター運営委員会の審議を経て、教育委員会が決定する。」とある。
- ・先月の 1 月 10 日に開催した給食センター運営委員会において「学校給食費の改定」を議題として審議し、決定した改定額がお手元の新旧対照表で、小・中学校及び幼稚園とも月額で一律 500 円の増額となっている。なお、今月 7 日に実施された町の例規審査委員会に付議し、規則の改正内容についての審議も終了している。
- ・給食費改定の時期は、令和 7 年 4 月 1 日、いわゆる令和 7 年度よりとし、園児並びに児童・生徒においては、「鳩山町学校給食費の無償措置に関する要綱」に基づき、料金の徴収は発生しない。
- ・給食費の改定については、子ども達の給食費を公費で賄うにあたり、現状に則した積算根拠に基づき予算を作成することで、持続可能な給食費の無償化事業を堅持する礎となるもののため、ご理解いただきたい。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・全てが値上がりし、米も売っていない。米飯給食が週に 3.5 回あるなか、米が値上がりしており、給食費の引上げはやむを得ないと思う。

○伊藤委員

- ・給食センター職員は給食費を支払わねばならないのか。

○福島主幹

- ・はい。払っている。

○小峰教育長職務代理者

- ・これまで年度途中の給食費の引き上げはなかったか。

○福島主幹

- ・はい。

○小峰教育長職務代理人

- ・この先物価高騰の上げ止まりも見通せないが、今、月 500 円の引上げで何とかなると考えても、高騰が予想以上になった場合、予算措置はあるのか。メニューが寂しくなるのか。

○島野事務局長

- ・給食費は規則で定めることとなっているが、町の予算措置としては、物価高騰に伴う不足分を補正予算で工面することを考えている。

○関根委員

- ・給食費を引き上げてもやりくりは大変と想像するが、保護者負担でなく、町の予算で計上するということか。

○福島主幹

- ・はい。

○小峰教育長職務代理人

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)

○小峰教育長職務代理人

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(4) 議案第 13 号 鳩山町教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について

- ・朗読：島野事務局長/説明：黒田生涯学習・スポーツ担当主任

○小峰教育長職務代理人

- ・「議案第 13 号 鳩山町教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、「議案第 13 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。
(議案第 13 号を朗読)
- ・議案の内容説明については、生涯学習・スポーツ担当の黒田主任からさせていただく。

○黒田主任

- ・本日お諮りする、議案第 13 号「鳩山町教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について」ご説明させていただく。
- ・現在、町では、DX の推進として、公共施設の予約システムの導入を進めている。

- ・各条例及び規則に基づき、指定された窓口にて申請の提出・許可書の交付を受けなければならないところ、予約システムにより、窓口に申請書を提出しなくても、システム上で予約の申請から許可書の発行までを行うことができるようになる。
- ・鳩山町では、「鳩山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が制定され、システム上での申請等の手続きが認められており、町長部局においては、この条例を運用するための規則の制定まで進められている。しかし、教育委員会には、条例を運用させるための規則を定めていないため、この度新規制定するものである。
- ・内容については、既に町長部局で制定している「鳩山町長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の例によることとし、町長部局と同等の運用を教育委員会としても行えるようにするものである。

＜質疑応答＞

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・町長部局と同様に実施するということか。

○黒田主任

- ・はい。

○小峰教育長職務代理者

- ・例えば？

○黒田主任

- ・窓口での申請とシステム上での申請を同じものとみなす。申請書は記録として残すという決まりがあるが、システム上の申請を記録とする。

○小峰教育長職務代理者

- ・教育委員会に関係する、例えば、保護者からの web 上の申請に、紙の申請書と同じ効力が生じるということか。

○黒田主任

- ・はい。おっしゃるとおりである。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(5) 議案第 14 号 鳩山町教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則について

- ・朗読：島野事務局長/説明：黒田生涯学習・スポーツ担当主任

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 14 号 鳩山町教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、「議案第 14 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。
(議案第 14 号を朗読)
- ・議案の内容説明については、生涯学習・スポーツ担当の黒田主任からさせていただく。

○黒田主任

- ・議案第 14 号鳩山町教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則について、ご説明申し上げます。
- ・議案第 13 号でご説明させていただいた内容と一部重複するが、現在町が進めている公共施設の予約システムの導入について、システムを運用するための教育委員会としての規則の制定が必要となる。
- ・内容は、同時期に町長部局の方で制定する「鳩山町公共施設予約システムの利用手続等に関する規則」の例によることとするものであり、システムの利用方法等について定めたものを教育委員会としても適用するものである。
- ・教育委員会がシステム上で運用できる対象施設は別表 2 に記載されているとおり、教育委員会が所管するほとんどの施設を対象としている。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・議案第 13 号があつての議案第 14 号ということを理解した。今まで毎月申請に行っていたのを WEB 上で行えるようになるということか。

○黒田主任

- ・原則としてそうなるが、翌月分の利用については段階を踏んで実施予定である。なお、鳩山町公共施設予約システムは構築中である。

○小峰教育長職務代理者

- ・利用者の利便性が高まるのか。図書館における申請の対象は何か、映画会の申し込みの事か？

○黒田主任

- ・そのとおり。図書館については、2 階にある会議室の予約が対象である。

○伊藤委員

- ・毎月のように施設を利用する方から何か月分まとめて予約したいという希望を聞いたが、いかがか。

○黒田主任

- ・ご意見として伺う。

○小峰教育長職務代理者

- ・一か月先まで予約できる等の決まりや、予約回数の上限があると思うので即答は難しいと思う。

○黒田主任

- ・予約については条例に定められているので、条例を逸脱しないように、システムでも予約できればと思う。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(6) 議案第 15 号 令和 7 年度当初教職員（校長及び教頭、教職員）人事異動の内申について

- ・朗読：島野事務局長/説明：根岸指導主事

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 15 号 令和 7 年度当初教職員（校長及び教頭、教職員）人事異動の方針の制定について」を議題とする。
- ・本議案は、人事案件になるので、秘密会とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、議案第 15 号の朗読並びに議案の内容を説明する。
(議案第 15 号を朗読)
- ・議案の内容説明については、局長補佐及び総務・学校教育担当主幹を兼務している根岸指導主事からさせていただく。

○根岸局長補佐

- ・議案第 15 号令和 7 年度当初教職員人事異動の内申についてご説明申し上げる。
- ・議案資料をご覧いただきたい。
- ・管理職の人事異動については、教育事務所が主体となり各市町村教育長と協議を行いながら進められている。
- ・教職員の人事異動については、以前は、教育事務所が一括して行っていたが、平成 19 年度当初

人事から各市町村が独自で人事異動を行うこととなっている。しかしながら、比企地区においては、教育委員会の事務局、実質的には指導主事はその役割を果たすには、事務量が膨大になりすぎ、期限までに終わらない懸念があり、比企地区教育長会で比企の人事は比企の指導主事が集まって行うこととした経緯がある。加えて、比企全体での児童生徒数の減少に伴い、教職員の必要数が減少傾向になっていることと、令和12年度までに順次、小学校11校、中学校3校が廃校または統合になる予定であり、今後、多くの教職員の過員が見込まれることから、比企全体でこの問題を解決するため本年度においても、比企の指導主事が集まり人事事務を行った。

- ・この会は、「比企地区人事事務担当者会」といい、比企地区市町村教育長と各市町村の人事事務担当の指導主事をメンバーとしている。今年度の人事事務については、令和6年7月に第1回の集まりを比企地区全体で持ち、その後、小学校、中学校に分かれて、この2月まで、会議を重ねて異動案の作成が終了した。この他に、令和7年1月20日には入間北部（鶴ヶ島、坂戸、越生、毛呂山）との人事担当者会をもち、人事異動について話し合いを行った。
- ・それでは、町内の小学校の人事案について説明する。
- ・まず、亀井小学校だが、通常学級5学級、特別支援学級3学級で、クラスは1学級減となる。これは、新4年生、5年生の在籍児童数の合計が16名となり複式学級となったためである。教頭が役職定年により主幹教諭となり、今宿小学校へ異動する。代わりに、鳩山中より教頭を迎え入れる。また、教諭が1名ずつ、東松山市と鶴ヶ島市に転出し、代わりに、川島町、鶴ヶ島市よりそれぞれ1名ずつ教諭を迎え入れる。令和6年度2名再任用教諭がいるが、来年度も引き続き再任用にて勤務する。
- ・続いて今宿小学校だが、通常級8学級、特別支援学級2学級でクラスは1学級減となる。校長は暫定再任用任期満了となり、川島町より校長を迎え入れる。主幹教諭が狭山市へ転出し、代わりに亀井小より主幹教諭を迎え入れる。また、教諭が1名滑川町へ転出し、ときがわ町より教諭を1名迎え入れる。教諭が1名定年退職となり、鳩山小より、再任用の者を迎え入れる。
- ・続いて、鳩山小学校だが、通常学級6学級、特別支援学級2学級で、クラスは1学級減となる。教諭が1名ときがわ町へ転出する。代わりに、東松山市より教諭を1名迎え入れる。令和6年度再任用教諭が1名いるが、今宿小へ転出し、今宿小より再任用の者を迎え入れる。
- ・次に中学校だが、通常学級6学級、特別支援学級4学級でクラスは1学級増となる。教頭が亀井小学校へ転出し、代わりに、西部教育事務所より教頭を迎え入れる。数学科教諭が滑川町に転出し、東松山市より数学科教諭を迎え入れる。また、理科教諭が嵐山町へ転出し、小川町より理科教諭を迎え入れる。桶川市より、保健体育科教諭を迎え入れる。本年度は定年退職の者がいることから、本採用の英語科教諭を新任として迎え入れる。
- ・個別の人事異動については、議案第15号の別紙1、2をご覧ください。別紙1は、管理職について、別紙2は教職員の転出・退職者、転入・新採用者についてである。
- ・管理職並びに教職員の配置について、各校の校長の意向を汲み、適材適所の配置を行うことが出来たと考えている。

＜質疑応答＞

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・亀井小学校の教頭が役職定年で今宿小学校の主幹教諭になることになっているが、可能なのか。

○根岸局長補佐

- ・教頭は役職定年により主幹教諭になるのが原則だが、希望により教諭へ降任もできる。

○小峰教育長職務代理人

- ・新採用は中学校の英語のみか。

○根岸局長補佐

- ・これまで小学校には初任者が1・2名いたが、来年度は中学校に1名ということである。

○小峰教育長職務代理人

- ・亀井小で、新4年生、5年生が複式学級となり、1学級減とのことだが？

○宮崎教育長

- ・複式学級の場合の職員定数で説明したが、複式学級は正式決定ではなく、4月1日の児童生徒数によって決まる。転入者が1名いれば変わってくる。

○村岡委員

- ・複式学級とは隣り合った学年で編成するのか？

○根岸局長補佐

- ・2年生と5年生など飛び複式学級もある。

○小峰教育長職務代理人

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)

○小峰教育長職務代理人

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(7) 報告第3号 受任事務の執行状況（鳩山町教育委員会児童・生徒表彰実施要綱に基づく被表彰者）の報告について

- ・朗読：島野事務局長/説明：松ノ元局長補佐

○小峰教育長職務代理人

- ・「報告第3号 受任事務の執行状況（鳩山町教育委員会児童・生徒表彰実施要綱に基づく被表彰者）の報告について」を議題とする。
- ・事務局より、報告の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、報告第3号の朗読並びに内容を説明する。
(報告第3号を朗読)
- ・内容説明については、総務・学校教育担当主幹の松ノ元局長補佐からさせていただく。

○松ノ元局長補佐

- ・ 報告第 3 号受任事務の執行状況（鳩山町教育委員会児童・生徒表彰実施要綱に基づく被表彰者）の報告についてご説明申し上げる。
- ・ 資料をご覧いただきたい。
- ・ 本町教育委員会には、芸術、文化活動の分野において顕著な成果を収めた児童生徒を表彰する場合の手続を定めた「鳩山町教育委員会児童・生徒表彰実施要綱」がある。
- ・ 令和 6 年 10 月 12 日に開催された、第 24 回東日本学校吹奏楽大会における、鳩山中学校吹奏楽部の金賞受賞が、「鳩山町教育委員会児童・生徒表彰実施要綱」第 3 条第 1 項で規定する「クラブ活動のコンクールにおいて著しい成果をあげたとき」に、該当するのではないかととして、令和 6 年 12 月 26 日に、鳩山中学校長から、「鳩山町教育委員会児童・生徒表彰実施要綱」に基づく、児童生徒表彰候補者推薦書の提出があった。
- ・ そこで、要綱に基づき、教育委員会事務局長、指導主事、各校長で組織する審査会を開催し、委員全員賛成で鳩山中学校吹奏楽部を被表彰者として決定したので、報告する。
- ・ なお、表彰状の授与は、令和 7 年 3 月 22 日（土）に文化会館で開催されるふれあい演奏会の場で演奏会前に行う予定。

<質疑応答>

○小峰職務代理

- ・ 報告事項のため承認し、日程第 4 その他に移る。

◎ 日程第 4 その他

- (1) 協議事項
(なし)

-
- (2) 教育委員報告事項

○小峰職務代理者

- ・ 報告のある委員はいるか。

○伊藤委員

- ・ 2 月 17 日に、障害者福祉総合計画策定委員会に出席した。来年度の策定に向けたアンケートについて協議し、今後のスケジュールを確認した。

○村岡委員

- ・ 2 月 4 日に鳩山高校運営協議会に出席した。テーマは、評価シート、3 年生の自宅学習の開始、閉校に向けた取り組みだった。

○小峰職務代理者

- ・2月13日に、地域福祉推進プラン検討委員会に出席した。今年度はプランの中間の年度に当たり、大きな変更点はなく、1年間の実践状況の報告と、来年度1・2回の会議が予定されていることの説明があった。

(3) その他

(なし)

(4) 次回教育委員会の開催日程について

○小峰職務代理者

- ・それでは、続いて、「(4) 次回教育委員会の開催日程について」であるが
- ・次回会議の日程について事務局の説明を求める。

○松ノ元局長補佐

- ・3月の教育委員会の日時は3月25日（火）13時30分からと決定しているが、4月の日時も決定したい。なお、議題がない場合は開催しない可能性がある。
- ・令和7年4月22日（火）又は24日（木）又は25日（金）の午後1時30分～開催したい。
- ・委員間協議をお願いしたい。

○小峰職務代理者

- ・それでは4月の会議は令和7年4月24日（木）午後1時30分から、役場2階委員会室で開催する。
- ・全ての議題が終了したので進行を事務局にお返しする。

◎閉会の宣言（午後3時24分）

○宮崎教育長

- ・以上をもって、令和6年度第7回鳩山町教育委員会を閉会する。